

小牧市監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、小牧市長から通知があったので、同条第14項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

令和6年4月15日

小牧市監査委員 梅 村 圭 輔

小牧市監査委員 河 内 伸 一

定期監査の結果に関する措置状況（上下水道部）

上下水道施設課

〔監査結果〕

- ・ 庶務事務について
日当が支給されていなかったもの

〔措置状況〕

- ・ 日当を支給しました。小牧市旅費支給条例や旅費マニュアル等を確認のうえ、遺漏のないよう注意いたします。

〔監査委員意見〕

（水道事業）

- ・ 地震などの災害時でも安定した給水を確保するためには管路の更新が必要であり、その費用は多額となることに加え、近年は給水収益が減少傾向にあることから、水道事業の資金状況はますます厳しいものになると想定される。

下水道事業は使用料改定の検討に着手されているが、水道事業においても今後、料金改定が必要となってくる。水道事業、下水道事業ともに収支改善を図ることができ、かつ改定内容や時期等に関しては両事業ともに市民への丁寧な説明が必要となることから、下水道事業と連携・調整を図り、準備を進められたい。

- ・ 給水装置工事の申込から給水開始に至るまでの様々な事務処理に関してチャート図を作成し、それに基づき事務を実施されている。進捗状況については職員間で情報共有できるよう台帳にて一括管理し、各担当の処理が終了した段階で随時、台帳に入力する方法をとるなど、処理漏れが発生しないよう事務を進めているとのことである。引き続き職員間での情報共有及び複数人での確認等を遂行し、適正な事務処理を実施されたい。

〔対応〕

- ・ 下水道事業と情報共有を図りながら、独立採算の原則を踏まえ、将来にわたり持続可能な事業運営が行えるよう適切な時期に適正な水道料金について検討してまいります。
- ・ 引き続き適切な事務処理に努めてまいります。特に人事異動による事務引継ぎにおいては、事務処理能力の低下が発生しないように努めてまいります。

ます。

(下水道事業)

- ・ 下水道事業の健全な事業運営のため、適正な使用料収入についての諮問を受けた上下水道事業経営審議会においては、収支構造の適正化に向けた具体的な取組や実施時期についてのロードマップの検討及び下水道使用料体系の検討を進められている。

引き続き、審議内容をはじめとした各種情報を積極的に公開することにより、市民の理解が進むよう努められたい。

- ・ 下水道使用料の回収においては、水道料金と共に業務を委託されているが、未収となった使用料の回収或いは未収を防ぐ対策のノウハウを確立され、現在の水準を維持・向上できる体制を整えられたい。

[対応]

- ・ 使用料改定については引き続き、丁寧な説明に努め周知を図ってまいります。
- ・ 下水道使用料については、水道料金とともに請求しています。水道料金の回収と同じく、督促、給水停止や催告書の一斉発送をすることで、未収を防ぐように業務を進めてまいります。